

5東電協第288号
令和6年2月2日

賛助会員各位

一般社団法人東京電業協会
会長 門間俊道

会員会社従業員の表彰候補者のご推薦について
(お願い)

このことについて、別添「一般社団法人東京電業協会表彰規程」に基づく該当者を、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、推薦書の様式等については、協会ホームページにも掲載してあります。

記

1. 推薦種別
表彰規程第3条に定める会員会社従業員（発明、考案等）表彰
2. 表彰日 令和6年5月22日（水）（第86回定時総会時）
4. 推薦締切日 令和6年3月8日（金）
5. 推薦書様式 別記2及び関係資料

(問い合わせ) 一般社団法人東京電業協会 大坪
107-0051 東京都港区元赤坂1-7-8
電話 03-3403-5181
FAX 03-3402-5350

別記2

従業員表彰（発明、考案等）候補者 推薦書

令和6年 月 日

会社名
代表者名

一般社団法人東京電業協会表彰規程第3条の該当者として下記の者を推薦いたします。

記

所属・職名	氏名（ふりがな）	生年月日
		昭和 年 月 日
【事績概要】		

- (備考) 1. 用紙の大きさは、A4とし、証明資料等を添付すること。
2. 表彰候補者連絡先を別紙（名刺コピー等）にてお知らせください。

一般社団法人東京電業協会 表彰規程 【抜 粋】

(業界功労者の表彰)

第2条 年令満70才以上の者で、業界団体の役員もしくは委員として尽すいし、又は業界の発展に貢献した事績を有し、かつ、次の各号に該当する者についてこれを表彰する。

- (1) 電気設備工事業に通算40年以上従事していること。
- (2) 公の表彰等の栄に浴していないこと。

(会員会社従業員の表彰)

第3条 会員会社に勤務する者（関東経済産業局所管区域の会員会社の事業所に現に勤務する代表者を除く役員及びその他の従業員をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当し、他の模範とするに足ると認めるときは、これを表彰する。

- (1) 電気設備工事関連業務について、有益な発明考案もしくは改良工夫又は災害防止等に顕著な事績を挙げたとき。
- (2) 前号以外の社会的功績を挙げ、業界の名誉となるべき事績のあったとき。

(表彰候補者の推薦)

第4条 表彰は、会員代表者の推薦によって行うものとし、推薦にあたっては、別に定める様式によりその事績等を証明する資料を添えて行うものとする。
ただし、特別の事情がある場合は、会長の推薦によることができる。